

愛川町監査委員公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年10月7日

愛川町代表監査委員 小林 晴 男



愛川町監査委員 阿部 隆 之



1 監査の種類

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項による監査）

2 監査の実施日

令和6年10月4日

3 監査対象課等

教育委員会生涯学習課、愛川町文化会館事業協会

4 監査の範囲等

教育委員会生涯学習課における令和4年度から令和5年度の「愛川町文化会館事業協会運営事業補助金」に係る財務等に関する事務の執行状況、並びに愛川町文化会館事業協会における令和4年度から令和5年度の「愛川町文化会館事業協会運営事業補助金」に係る財務等に関する事務の執行状況について監査を実施いたしました。

5 監査の手続

愛川町監査基準（令和2年監査告示第1号）及び令和6年度監査年間計画等による

6 監査の結果

教育委員会生涯学習課、愛川町文化会館事業協会

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項は、口頭により指導した。

7 意見

はじめに、昨年10月30日に開催した大阪桐蔭高等学校吹奏楽部演奏会は、2回公演し、いずれも完売となり、多くの町民に優れた芸術文化を提供できたことは評価いたします。

しかしながら、大阪桐蔭高等学校の吹奏楽部は知名度が高かったことから、入場券の販売初日は、文化会館の窓口で長蛇の列ができしまい、券を購入するまでに2時間程度要した方もいられたとのこととあります。

こうしたことから、今後、計画される各種催し物の入場券がスマートフォンなどにおいても購入できるようなオンライン等を活用した販売方法について検討していただくよう要望いたします。

次に、愛川町文化会館事業協会の運営についてであります。翌年度の事業計画及び収支予算については、前年度の理事会に諮り、決定されることが適切であると考えます。

終わりになりますが、本協会は、文化会館の芸術文化活動を推進し、町民文化の向上に寄与することを目的とした団体であるため、引き続き、前例や慣行にとられることなく、町民皆さんに優れた芸術文化に接する機会を確保していただくようお願いいたします。